

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成28年8月22日まで縦覧に供する。

平成28年7月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成28年6月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人子育て・子育て支援クローバーの会

和泉 八重子

丸亀市飯野町西分甲5番地25

3 定款に記載された目的

この法人は保護者や保育者を対象とし、学習会や子育て相談事業などを通して、子どもの人格形成や、子どもを社会の一員として自立した人間に育てていくことを目的とする。